

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月30日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

大和市教育委員会規則第8号

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則
大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1、4の項第13号及び同項第14号中「大和市生涯学習センター」の次に「及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター」を加える。

別表第3 図書・学び交流課、公民館の項中「大和市生涯学習センター」の次に「及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター」を加える。

附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。